

## 論点に対する回答

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	法務省 大臣官房
論点	<p>1. 行政手続コストの 20%以上削減について [営業の許可・認可]</p> <p>① H30 年度の測定結果について、削減率が 0.00%と低いが、その要因について主要な手続(*1) 毎にご説明いただきたい。 (*1) 要因等が同じである場合には、適宜、まとめていただいても構いません。以下同じ。</p> <p>② その後の取組を踏まえ、最新の達成状況について、主要な手続毎に、可能な限り定量的・具体的にご説明いただきたい。 (現時点で、最新の行政手続コストを把握していない場合、電子申請利用率やシステムの改善による手続時間の軽減効果など、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標を用いてご説明頂いて構いません)</p> <p>③ 最新の達成状況を踏まえ、2020 年 3 月までに目標達成する道筋、今後の取組について、主要な手続毎に、具体的、定量的にご説明いただきたい。 この場合、進捗の可視化を図るため、月次の進捗目標(*2) を設定して進捗管理を行うことが適切と考えられるが、貴省の考えをお示しく下さい。(可能な限り、具体的な月次目標についてお示しく下さい。月次目標設定が困難な場合はその理由をお示しく下さい) (*2) 削減率について月次目標設定が難しい場合、②と同様に、行政手続コストの削減を示唆する適当な指標について月次目標を設定いただいても構いません。</p>

## 【回 答】

- ① 大臣官房司法法制部審査監督課に係る「行政手続コスト」削減のための基本計画（対象手続：ADR・外弁・サービサー）の削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）において、平成30年度は、平成29年度に実施した行政手続コスト計測の結果を精査して省令等の見直しにより見込まれる削減効果を検討した上で、省令等の改正を実施することとされており、これに基づき、翌年度（令和元年度）における行政手続コストの削減を実現するために必要な取組を実施していた。そのため、平成29年度の行政手続コスト計測時から事情変更等がないことから、削減率が0パーセントとなっている。
- ② ADR：事業報告書等の提出（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第20条）については、平成31年3月22日に事業報告書様式を改正（省令事項）し、改正後の事業報告書に基づく、行政手続コストの計測を実施した結果、取組初年度（平成29年度）の1事業者当たりの作業時間（24.5時間）と比較して、34.3パーセント減（16.1時間）となった。
- 外弁：外国法事務弁護士となる資格の承認に係る定期的（2年ごと）な確認書類等の提出については、令和元年9月24日に大幅に記載項目を減らした「業務及び財産の状況に関する申告書」の新参考様式（改訂版）をホームページに掲載した。現在、新参考様式（改訂版）の周知を行っている。
- サービサー：債権回収会社の変更等の届出（債権管理回収業に関する特別措置法第7条第1項）については、平成31年3月11日に「債権管理回収業のための申請・届出の手引」を改正し、現在、改正後の変更等届出書に基づく行政手続コストの計測を実施しているところである。
- ③ 外弁：外国法事務弁護士の「業務及び財産の状況に関する申告書」の提出については、令和元年12月末までに新参考様式（改訂版）を提出した外国法事務弁護士を対象として、令和2年1月中にコスト計測を行い、2月に集計結果を取りまとめる予定である。
- サービサー：債権回収会社の変更等の届出については、令和2年1月末を目途に集計結果を取りまとめる予定としている。